

第117号議案

相島災害時援助施設の指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月2日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

1 施設の名称 相島災害時援助施設

2 指定管理者

(1) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字相島1377番地

(2) 名称及び代表者 相島区

区長 篠崎 直寿

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年新宮町条例第11号）第6条第1項の規定に基づき、相島災害時援助施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものである。

相島災害時援助施設に係る指定候補者の選定（特例）について

1 選定組織

新宮町指定管理者選定検討委員会

委員長 財間副町長

委 員 高木政策経営課長、森総務課長、安河内地域協働課長、森産業振興課長、稻光都市整備課長

2 委員会の開催経過

日程	内容
令和7年8月5日（火）	第1回指定管理者選定検討委員会 (公募・特例の別、指定期間、選定スケジュール、募集要項及び仕様書の検討)
令和7年11月6日（木）	第2回指定管理者選定検討委員会 (書類審査、指定管理候補者の決定)

3 指定管理候補者

「相 島 区」

（代表者）区長 篠 崎 直 寿

（主たる事務所の所在地）福岡県糟屋郡新宮町大字相島1377番地

4 選定理由

相島災害時援助施設については、平成24年度建設当時から相島区が指定管理者として管理運営を行ってきてている。そのため、新宮町公の施設の管理に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）第5条に規定する特例による選定を前提として、当該団体から提出された事業計画書、収支計算書等の書類審査を実施した。相島区については、災害時等において地域の実情を踏まえた迅速な対応ができており、指定管理者として必要十分条件を満たしている。また、施設の利活用についても町当局と隨時協議し安全かつ適切に管理するなど、平成24年度から14年間の実績に基づいた管理計画となっている。

以上の理由により、相島区を指定候補者とすることについて全員一致で決定した。